

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授攝津國從五位下勳入等新屋天照御魂神從四位下、
續日本後紀、嘉祥二年十二月甲午、奉授伴馬立天照神、伴酒着神從五位下、三代實錄、
貞觀元年五月廿六日辛未、攝津國從五位下新屋天照神、伴酒着神、授並正五位下、

通風 按るに、此神位にて當社三座の祭神も明かに知られたり、然るに嘉祥二年の紀に國名を脱せしより、先聲いたく惑ひて、祭事記には山城國葛野郡伴氏神社の事とし、比保古には伴馬立天照神を攝津國揖保郡粒坐天照神社の事とし、伴酒着神はなきて何方ともいはず、伴信友は當社の處には引なれど、此位階考べしとて疑ひを殘せり、共に風潮なるべし、かく書つられて見る時は、嘉祥二年に國名はなけれど、貞觀元年五月の加階に符合すれば爰に決めつ、

官幣

三代實錄、貞觀元年九月八日庚申、攝津國新屋祠、遣使奉幣、爲風雨所焉、

天石門別神社

天石門別は安麻乃伊波止和氣と訓べし○祭神明か也○茨木村に在す

通風 按るに、天石門別神と申さは(校正者云以下缺文なり)

類社

美作國美多郡天石門別神社、近江國伊香郡天石門別命神社、大和國高市郡天石門別神社、
陸奥國白川郡伊波止和氣神社、備前國御野郡石門別神社、

須久久神社二座 鎮郡

須久々は假字也、和名鈔、郡名宿久、人_{に誤}に誤○祭神詳ならず○宿久庄島羽村に在す

神宮雜例集に、天平十二年庚辰四月五日、春日御社奉遷、壽久山御社、是右大臣大中臣清乃呂卿致仕、館居攝津國島下郡壽久郷二之間、住家近所奉崇也、

阿爲神社

阿爲は假字也、和名鈔、郡名安威、非_{に誤}○祭神大江山臣歟○安威村に在す、今昔森明神と稱す、

○日本紀、雄略天皇九年二月條に、三島郡葦原、_{磯國}姓氏錄、_{磯國}中臣葦連、天兒屋根命十二世孫大江山臣之後也、

井於神社

井於是爲乃倍と訓べし○祭神井於連氏神歟○宇野邊村に在す、今三所明神と稱す、_{攝津國}井於_{に誤}、_{磯國}井於_{に誤}、_{磯國}井於_{に誤}、

續日本紀、天平神護二年四月丁未、攝津國人正七位下甘尾靈麻呂賜姓井於連、

走落神社 鎮郡

走落は波志里於知と訓べし○祭神詳ならず○今能勢郡切畑村に在す、走湯天王と稱す、

類社

近江國伊香郡走落神社

佐和良義神社